

群馬県史収集複製資料未公開分の特別閲覧等事務手続

制 定 平成12年10月1日
最終改正 令和 3年4月 1日

(趣旨)

第1 この手続は、群馬県立文書館（以下「文書館」という。）が群馬県史編さん室（以下「県史編さん室」という。）から引き継いだ県史収集複製資料のうち、文書館で未公開としている資料（以下「未公開資料」という。）の特別閲覧の事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 この手続の対象となる未公開資料とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 県史編さん室の中世・近世・近代現代の各部会が写真撮影等（電子複写資料も含む。）で収集した複製資料のうち、『群馬県史収集複製資料目録』第1集ないし第4集のいずれにも掲載されていないこと。
- (2) 原資料所蔵者（以下「所蔵者」という。）が、現に特定できること。

(範囲)

第3 この手続により閲覧できる未公開資料は、第2に定める対象となるもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該複製資料が文書館に存在すること。
- (2) 原則として、当該資料は、それを含む資料群の一部であること。

(申請書の受理等)

第4 特別閲覧の申し出は、県史収集複製資料特別閲覧許可申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）により受理する。

- 2 申請書には、県史収集複製資料特別閲覧承諾書（別記様式第2号）を添付しなければならない。この場合、フィルム所蔵者等が別にあるときは、当該承諾書も添付するものとする。

(審査等)

第5 第4により申請書を受理したときは、当該資料を特定し、古文書の閲覧制限基準に基づき、当該資料の閲覧の適否を審査したうえで、文書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めたものについて閲覧を許可するものとする。なお、申請者への通知は、県史収集複製資料特別閲覧許可書（別記様式第3号の1）によるものとする。不許可の場合は、県史収集複製資料特別閲覧不許可書（別記様式第3号の2）によるものとする。

(閲覧等)

第6 閲覧は原則として特別閲覧室で行い、館員が必ず立会うこととする。

- 2 当該資料の閲覧、複写及び出版物への掲載等については、群馬県立文書館の管理運

営に関する規則（昭和57年教育委員会規則第3号）に基づき行うものとする。

（所蔵者の利用）

第7 所蔵者が複製された資料を利用しようとするときは、第3の規定にかかわらず、別に館長と協議したうえで決定するものとする。

（規定外事項）

第8 この手続に定めるもののほか、必要が生じた場合には別に館長が定める。

附 則

この手続は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この手続は、平成16年8月10日から施行する。

附 則

この手続は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この手続は、令和3年4月1日から施行する。